

Ⅱ 各 部 門 の 政 策

1 新型コロナウイルス感染症に関する対策

(1) 医療提供体制等の確保と感染症対策の徹底

【医療提供体制等の確保】

■ワクチン接種体制の整備

- ・国及び市町村・医療機関等との連携のもとでワクチン接種を円滑に行うため、広域調整を担う道として必要な体制整備を行います。

■相談・検査体制の拡充

- ・道内の発熱患者等の相談窓口として、24時間・年中無休の「北海道新型コロナウイルス感染症健康相談センター」を設置・運営します。
- ・検査体制を整備するため、PCR検査センターを設置・運営するとともに、感染拡大時などに道の要請に基づいて実施するPCR等検査の無料化を支援します。
- ・検査体制を整備するため、発熱患者の診療・検査を行う医療機関等における検査機器の導入を促進します。
- ・妊産婦が安全安心に出産や育児ができるよう相談体制を充実するとともに、分娩前のウイルス検査を支援します。

■医療提供体制の充実強化

- ・感染症患者の受入れ医療提供体制を整備するため、重点医療機関等における病床確保を支援します。
- ・感染症の軽症患者等が宿泊する施設の設置・運営など、宿泊療養体制を整備します。
- ・感染症重症者に対して専門性が高い医療機器(人工呼吸器・ECMO等)を正しく扱える知識を持った医療従事者を養成し、重症者の治療に対応可能な医療提供体制を構築します。
- ・保健所設置市と連携し、自宅療養者の健康観察を行う職員の増員、機材の整備、生活支援等を行います。
- ・介護者が感染症により入院した場合において、濃厚接触者となった在宅要介護者の受入体制を整備します。
- ・発熱者等診療・検査医療機関や入院受入医療機関の設備整備を支援します。
- ・感染が疑われる方を診察する医療機関の病床・医療設備の整備を支援します。

■外国人患者の受入体制整備

- ・感染の疑いがある外国人や実際に感染された外国人を医療機関において宗教・文化等に適切に対応できる環境を確保します。

■医療従事者等への支援

- ・感染症への対応など、最前線で働く看護職員、介護職員等の処遇改善を支援します。
- ・感染症への対応に当たる医療従事者が長時間勤務で帰宅が困難となった場合などの宿泊経費を支援します。
- ・感染症の影響により、休業・診療縮小を余儀なくされた医療機関に対して、継続・再開の支援を行うことにより、地域において必要な診療機能を維持します。
- ・地域の医薬品提供体制において重要な役割を担っている薬局が、薬剤師の感染により休業を余儀なくされた際、当該薬局に対して再開や事業の継続を支援します。

■医療チーム、代替医師等の派遣

- ・医療機関・薬局の薬剤師の感染時における地域の医薬品提供体制の維持に向けて、医療機関・薬局からの薬剤師の派遣を支援します。
- ・新型コロナウイルス感染症の集団感染が一部地域で発生するなど早急に感染拡大防止対策を講じる必要が生じた場合に、技術的支援のため、感染症対策に係る専門家を派遣します。
- ・医療等提供体制の安定的な確保などを図るため、他の医療機関等からの看護師の派遣を支援します。
- ・社会福祉施設等における感染者発生時の応援派遣経費を支援するとともに、道における備蓄体制を整備します。
- ・感染症の患者等を受け入れている医療機関や感染者が発生した社会福祉施設等への医療チームの派遣及び道内の患者受入を調整する機能を有する組織部門に患者搬送コーディネーターを派遣します。

■保健所・衛生研究所の体制・機能の強化

- ・保健所の人員確保・人材育成、検査・研究体制を整備するなど、体制の維持・強化を図ります。
- ・衛生研究所において、ゲノム解析に係る研究及び感染症検査に係る研修等を実施することで、新型コロナウイルス感染症及びその他新興・再興感染症に対応できる体制を整えます。

【感染拡大防止対策の徹底】

■道立施設等への衛生用品の整備支援

- ・道立施設、幼稚園、学校、社会福祉施設等における感染防止対策に必要な衛生用品(マスク・消毒液・パーティション等)の整備を支援します。

(2) 暮らしと経済への影響の最小化

【安心できる暮らしの確保】

■暮らしを支えるセーフティネットの確保

- ・生活保護に至る前の段階の方を対象に、就労準備、家計改善の支援や、ひきこもり状態にある方への早期支援を実施します。
- ・コロナ禍で心労を抱えた人に対応するため、SNSを活用したこころの健康相談を実施します。
- ・市町村や民間が連携した相談や自殺防止に向けた普及啓発などを実施します。
- ・児童相談所での一時保護に当たり、新型コロナウイルス感染症に係る関係機関と連携するとともに、健康観察など個別対応の充実等を図るための看護師を配置するほか、感染症拡大防止対策のための専用スペースを確保します。
- ・保育所・児童養護施設など、施設職員への感染防止対策の研修会開催や相談窓口を設置します。
- ・コロナ禍で不安を抱えている難病患者へ対応するため、相談体制を強化します。
- ・道内各地域からの相談者の増加やコロナ禍の長期化に伴い複雑・多様化する在住外国人からの相談にきめ細かに対応していくため北海道外国人相談センターを運営します。

■偏見や差別、誹謗中傷などの人権侵害の防止

- ・感染症に起因する偏見や差別、誹謗中傷をはじめとした人権侵害の防止に向けた教育・啓発活動を実施するとともに、感染症に関連した人権相談を実施します。

■児童虐待に係る体制整備やDV・性暴力被害者への支援

- ・児童相談所における子どもの安全確認体制を強化するとともに、感染症対策を講じた相談支援環境を整備することにより、児童相談所の相談体制の強化を図ります。
- ・配偶者からの暴力被害者に対する一時保護や自立・定着支援のほか、民間シェルターの取組を支援します。
- ・性暴力被害者が相談しやすい環境整備や、医療支援体制の整備に向けて、医療従事者の研修を実施します。

■道民の健康づくり

- ・北海道健康増進計画「すこやか北海道 21」の最終評価及び次期計画の策定にあたっての基礎資料を得るため、健康づくり道民調査を実施します。

■市町村等の新型コロナ対策に対する支援

- ・新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援を通じた、地域活性化を目的とした市町村等の取組を支援します。

【子どもが安心して学べる環境の整備】

■小中学校等における感染症対策の充実

- ・感染症対策に係る教員の業務負担軽減を図るスクール・サポート・スタッフを小中学校等に配置し、教員が指導に注力できる体制を整備します。
- ・新型コロナウイルス感染症に対応するため、少人数指導や家庭学習の準備・チェックなどの教員の指導を補助する学習指導員を配置します。
- ・道立学校における感染症対策のための保健衛生用品や感染拡大時の分散授業、オンライン学習など学びの保障のためのICT機器等を整備します。
- ・学校のより安定的なICT活用に向け、道立学校のICT機器活用により生じるトラブル等に対応するための支援体制を構築します。
- ・遠隔授業配信センター（T-base）の運営により遠隔事業の配信機能を集中化し、多様で質の高い教育を提供します。

■教育旅行への支援

- ・道内外の教育旅行の誘致に向け、「北海道スタイル」に対応した教育旅行の実施を支援します。

【感染症対策と経済活動の両立に向けた支援の確保】

■北海道スタイルと認証制度の普及

- ・感染拡大防止と社会経済活動を両立する「北海道スタイル」の効果的な実践に向け、感染リスクを低減する行動やビジネススタイルの普及促進を図るため、企業・団体等の優れた事例の共有のほか、ホームページでの取組事例の紹介など、道民、道内事業者と連携した取組を促進します。



- ・感染防止対策に留意の上、道内外の旅行者を対象とした旅行商品の割引に対する支援を実施します。
- ・「北海道スタイル」に取り組む交通事業者が販売する乗り放題乗車券等の販売を支援し、交通利用の回復及び交通事業者における「北海道スタイル」の構築を促進します。

- ・飲食店における感染拡大防止対策の徹底のため、事業者の取組を道が認証する「第三者認証制度」を全道へ推進します。

■事業者の協力支援金

- ・時短営業等の協力要請を行わざるを得ない場合に備え、対象となる事業者への協力支援金に係る経費を確保します。

■事業継続支援

- ・中小企業者に対する円滑な融資を促進するため、金融機関に資金を預託することで、事業者へ低利での融資を実施します。また、ポストコロナに向けた事業者の取組に対する金融面の支援として、「コロナ克服サポート貸付」を新設します。
- ・漁協や沿岸漁業者の資金繰り支援のため、実質無利子融資に必要な利子補給を実施します。

■商店街や中小企業等が実施する感染防止対策・販売促進を支援

- ・商店街振興組合や商工会等の地域の団体、広域で活動する協同組合等が実施する、感染拡大防止に配慮した販売促進活動や新たな事業展開の取組を支援します。
- ・感染症の影響を受けている企業に対し、ポストコロナに向けた事業再構築等の課題について、専門家を派遣し、事業活動の維持・継続を支援します。
- ・感染症の長期化により、大きく変化している人々の生活様式や消費行動、企業活動に対応するため、変革にチャレンジする事業者による新分野への展開や業種転換、新商品開発や各種販売促進の取組など、新たな取組を支援します。
- ・道内中小企業等におけるデジタル化の推進や、道内経済のコロナ禍からの回復につなげるため、相談窓口の設置や専門家派遣などにより、デジタル技術を活用したEC市場での商品販売や情報発信等の取組を支援します。
- ・不漁による影響に加え、長期化する新型コロナウイルス感染症の影響も重なり、とりわけ厳しい状況にある水産加工関連事業者を対象に、専門家派遣等による集中的かつ継続的な支援を実施します。

■道産食品の消費喚起

- ・コロナ禍における巣ごもり需要等を踏まえ、消費者ニーズに応じた販路拡大を図るため、全国の小売店や通信販売と連携し、持続的な道産食品の販路確保に取り組みます。
- ・ポストコロナにおける道産品の消費拡大を図るため、どさんこプラザ羽田空港店において、新商品のテスト販売や一次産品を中心としたフェアを開催します。

■文化芸術活動の継続等の支援

- ・コロナの影響により道内の文化芸術活動が途絶えることのないよう、文化芸術団体等の活動継続に向けた取組を支援します。

■事業承継支援

- ・小規模企業の円滑な事業承継を推進するため、官民連携の資金供給ファンドへ出資します。

【就業機会の確保】

■離職者等への支援

- ・職業カウンセリングによる求職者の能力・適性に応じた職種への誘導、職場体験等による企業とのミスマッチ・早期離職の防止など、企業の人材確保や職場定着支援を実施します。
- ・異業種から建設や介護などの人手不足が深刻な対象業種に転職した者に奨励金を支給するほか、支給実績のある企業に調査員を派遣し、転職を後押しする事例をまとめ、普及することで、人手不足業種への労働移動を促進します。

■企業への就業受入支援

- ・道内企業が、海外から外国人技能実習生等を受け入れる際、国による新型コロナウイルス感染症に関する水際対策に対応するための宿泊費用を緊急的に支援することにより、道内企業の人材確保を支援します。
- ・道が設定する戦略的雇用創造分野における人材確保に向けた企業の業務改善や採用戦略の見直し、職場定着に向けた就業環境改善等の取組を支援し、雇用の創出・安定を図ります。
- ・地域企業の人材ニーズを切り出し、副業・兼業等の多様な形態でマッチングを行い、プロフェッショナル人材を誘致します。